

学校で予防すべき伝染病と出席停止の基準

白ふじ幼稚園

園児が下記感染症にかかった場合は、他の園児への感染防止のため、学校保健安全法の規定により出席停止となります。 ※ 出席停止期間は、欠席にはなりません。病気が治って登園する場合は、下部登園許可書を医師に記入してもらい、登園の際に幼稚園までお持ち下さい。

登園停止になる病気

第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS(サーズ)コロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであって、その血清亜型が H5N1 であるものに限る。)* 上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症。	
	インフルエンザ	解熱後2日を経過するまで
第二種 感染症	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎(アポロ病)、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、リンゴ病(伝染性紅斑)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟疣腫)、とびひ(伝染性膿痂疹)	

治 癒 証 明 書 (登園許可書)

白ふじ幼稚園
園長 尾崎 多四郎 殿

クラス名 _____ 組

園児氏名 _____

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日生

※ クラス名、園児氏名、生年月日は保護者の方が記入して下さい。

上記の者は、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日以来加療中であったが、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日全快し且つ学校保健法の基準により、伝染病の予防上支障がないと診断いたしましたので登園を許可します。

病 名 _____

備 考 _____

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

医師名 _____ (印)

きりとりせん